

「南区行政推進会議」設置要綱

(目的)

第1条 南区政に関連する各種行政機関等の連携を緊密なものとするため、区内の情報の共有と課題解決に向けた横断的な協議、調整を行う「南区行政推進会議」（以下「推進会議」という。）を設置する。

(会議の役割)

第2条 推進会議は次に掲げる事項について、情報交換、協議、調整等を行う。

- (1) 南区の行政課題
- (2) 区行政の状況把握のための情報交換
- (3) その他、区民生活全般に亘る区内の情報の共有と課題解決に向けた対応に関すること

(構成)

第3条 推進会議は、別表に掲げる南区を所管する行政機関及び南区役所の職員をもって構成する。

(役員)

第4条 推進会議に議長及び副議長を置く。

- 2 議長は区長とし、副議長は構成員の中から議長が指名する。
- 3 議長は、推進会議を代表し、会務を統括する。
- 4 副議長は議長を補佐し、議長に事故あるときは、その職務を代理する。

(幹事会)

第5条 別表に掲げる幹事会を中心に南区内の課題を明らかにし、各構成機関共通課題と認識する。

- 2 必要に応じ幹事会以外にも参加依頼を行う。
- 3 協議事項は、別に定めるものとする。

(会議)

第6条 推進会議は、議長が招集する。

- 2 推進会議は、全体会議及び幹事会を含め、おおむね隔月開催とする。
- 3 議長は、必要と認めるときは、第3条別表に掲げる者以外の者を推進会議に出席させ、その意見や報告をもとめることができる。

(事務局)

第7条 推進会議の事務局は、南区役所に置く。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関して必要な事項は、議長が別に定める。

附則

この要綱は、平成16年4月28日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年5月29日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年5月28日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年5月8日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月8日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年5月1日から施行する。

(別表第3条関係)

産業観光局	中央卸売市場第二市場長
	南部農業振興センター所長
環境政策局	南部まち美化事務所長
建設局	南部土木みどり事務所長
消防局	南消防署長
	南消防署副署長
交通局	九条営業所長
上下水道局	南部営業所長
	みなみ下水道管路管理センター所長
	鳥羽水環境保全センター所長
	鳥羽水環境保全センター吉祥院支所長
教育委員会	生涯学習部首席社会教育主事
	南図書館長
	吉祥院図書館長
	久世ふれあいセンター図書館長
	南支部校長会 当番小学校長
	南支部校長会 当番中学校長
京都府 南警察署	南警察署長
	交通課長
	生活安全課長
社会福祉協議会	南区社会福祉協議会 事務局長
ユースサービス協会	南青少年活動センター所長
南区役所	南区長
	副区長(地域力推進室長・市民総合窓口室長兼職)
	副区長(保健福祉センター長・健康福祉部長・子どもはぐくみ室長兼職)
事務局	南区役所地域力推進室総務・防災課長
	南区役所地域力推進室企画連携課長
	南区役所地域力推進室まちづくり推進課長
	南区役所地域力推進室地域防災係長
	南区役所地域力推進室調査係長

(別表第5条関連)

環境政策局	南部まち美化事務所長
建設局	南部土木みどり事務所長
消防局	南消防署長
	南消防署副署長
上下水道局	南部営業所長
教育委員会	生涯学習部首席社会教育主事
	南支部校長会 当番小学校長
	南支部校長会 当番中学校長
京都府 南警察署	南警察署長
	交通課長
	生活安全課長
社会福祉協議会	南区社会福祉協議会 事務局長
南区役所	南区長
	副区長(地域力推進室長・市民総合窓口室長兼職)
	副区長(保健福祉センター長・健康福祉部長・子どもはぐくみ室長兼職)
事務局	南区役所地域力推進室総務・防災課長
	南区役所地域力推進室企画連携課長
	南区役所地域力推進室まちづくり推進課長
	南区役所地域力推進室地域防災係長
	南区役所地域力推進室調査係長